

内みのわ運動公園リニューアル整備事業

要求水準書

令和 7 年 9 月

君津市

目次

第1章	総則	1
1	要求水準の位置付け	1
2	要求水準の変更	2
	(1) 要求水準の変更理由	2
	(2) 要求水準の変更手続き	2
	(3) 事業期間終了時の要求水準	2
3	要求水準書に記載のない事項	3
第2章	前提条件	4
1	事業対象区域	4
2	公園概要	4
第3章	共通事項	5
1	事業の目的	5
2	事業の基本方針	5
	(1) 将来像及びコンセプト	5
	(2) 施設整備への展開	6
3	ゾーニング及び動線計画	7
4	公園全体の施設配置計画及びデザイン	9
5	景観計画（新規・改修施設のみ）	9
6	ユニバーサルデザイン・環境配慮等	9
	(1) ユニバーサルデザイン・環境配慮等	9
	(2) 周辺地域への配慮	10
7	防災安全計画	10
	(1) 災害時の安全性の確保	10
	(2) 安心・安全な公園空間の形成	10
8	全体調整業務（統括管理業務）	10
	(1) マネジメント業務	10
	(2) 業務実施体制の構築	11
	(3) 総務・経理業務	11
	(4) 認定計画提出者によるモニタリング業務	12
	(5) ブランディング業務	12
9	遵守すべき法制度等	13

10	その他	13
(1)	現指定管理者からの事業引継ぎ	13
第4章	公募対象公園施設等の要求水準	14
1	設計・建設に関する要求水準	14
(1)	設置又は管理可能な公募対象公園施設等の種類	14
(2)	設置可能な公募対象公園施設等の設置条件	14
第5章	特定公園施設等の要求水準	17
1	設計・建設に関する要求水準	17
(1)	特定公園施設等の範囲	17
(2)	特定公園施設等の整備の流れ	17
(3)	設計業務	17
(4)	建設業務	19
(5)	特定公園施設等の種類と整備内容	24
(6)	工事監理業務	30
(7)	施設の引渡し業務	32
第6章	利便増進施設の要求水準	33
1	設計・建設に関する要求水準	33
(1)	利便増進施設の設置条件	33
(2)	整備機能	33
第7章	維持管理・運営に関する要求水準	34
1	維持管理・運営に関する要求水準	34
(1)	公募対象公園施設等の管理運営	34
(2)	特定公園施設等の維持管理・運営の対象範囲	35
(3)	特定公園施設等の維持管理・運営期間	35
(4)	特定公園施設等の管理運営	35
(5)	駐車場の管理運営	36
(6)	管理許可施設	36
(7)	樹木・植栽の維持管理	36
(8)	安心・安全な公園空間の形成	36

(添付資料)

添付資料 1 平面図

添付資料 2 モニタリング実施方法

第1章 総則

1 要求水準の位置付け

本要求水準書（以下「本書」という。）は君津市（以下「本市」という。）が「内みのお運動公園におけるリニューアル事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集・選定するにあたり募集に参加しようとする民間事業者（以下「応募者」という。）を対象に公表する「募集要項」と一体のものであり、本事業において事業者が実施する業務に関して本市が要求するサービスの水準を示し、応募者の提案に具体的な指針を与えるものである。

応募者は、本書に示されているサービス水準を満たす限りにおいて自由に提案を行うことができるものとするが、その際には本書及び添付資料等において示された諸条件を必ず遵守し、その他の内容についても十分留意して提案を作成するものとする。

なお、本書の適用範囲は、次のとおりとする。

- ・公募対象公園施設
- ・特定公園施設
- ・DB対象施設
- ・設置許可施設
- ・管理許可施設
- ・利便増進施設
- ・指定管理対象施設

また、本書における事業者等に関する用語は、次のとおりとする。

■事業者に関する用語

- ・事業予定者：公募により選定された民間企業グループ等
- ・事業者：本事業を実施するために、市と基本、実施協定を締結した事業予定者
(事業予定者が本事業の実施のみを目的とする会社法（平成17年法律第86条）に基づく株式会社を設立した場合は、当該株式会社を含む。)

2 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更理由

本市は、次の事由により事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- ① 法令等の変更により、業務内容が著しく変更されるとき。
- ② 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ③ 本市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ④ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

本市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知し、協議を行う。要求水準の変更に伴い、事業者へ支払う委託料を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

(3) 事業期間終了時の要求水準

- ① 事業者は、事業期間終了時において、施設のすべての部分について本書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引継げるようにすること。適切に引継ぎを行うために、市と事業者は事業期間終了予定日の1年前を目途として必要な協議を行うものとする。なお、性能及び機能を発揮できる限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。
- ② 事業者は、事業期間満了にあたり、市と協議のうえ日程を定め、市の立会いの下に上記の状態の満足について市の確認を受けること。
- ③ 公募対象公園施設は、事業者が事業期間終了までに解体・撤去することを原則とし、解体・撤去をしない場合には事業期間終了の2年前までに市に申し出の上、措置について市と協議を行うこと。解体・撤去の期間は事業者の提案によるものとする。
- ④ 本事業の事業期間内において、建築物（建築、機械設備、電気設備等）の大規模修繕は想定しないものとし、事業期間終了後市の負担で行う。なお、事業期間終了後の公園施設（附属施設も含む。）及び周辺施設については、支障なく運営できる状態とすること。

また、本書に示す水準を維持していることを確認した上で、市又は市が指定する第三者に対して円滑に業務の引継ぎ等を行うこと。

なお、引継ぎ等に要する費用は、原則として事業者の負担とする。

3 要求水準書に記載のない事項

本書に記載のない事項は、関係法令等を遵守したうえで、応募者の提案とする。

第2章 前提条件

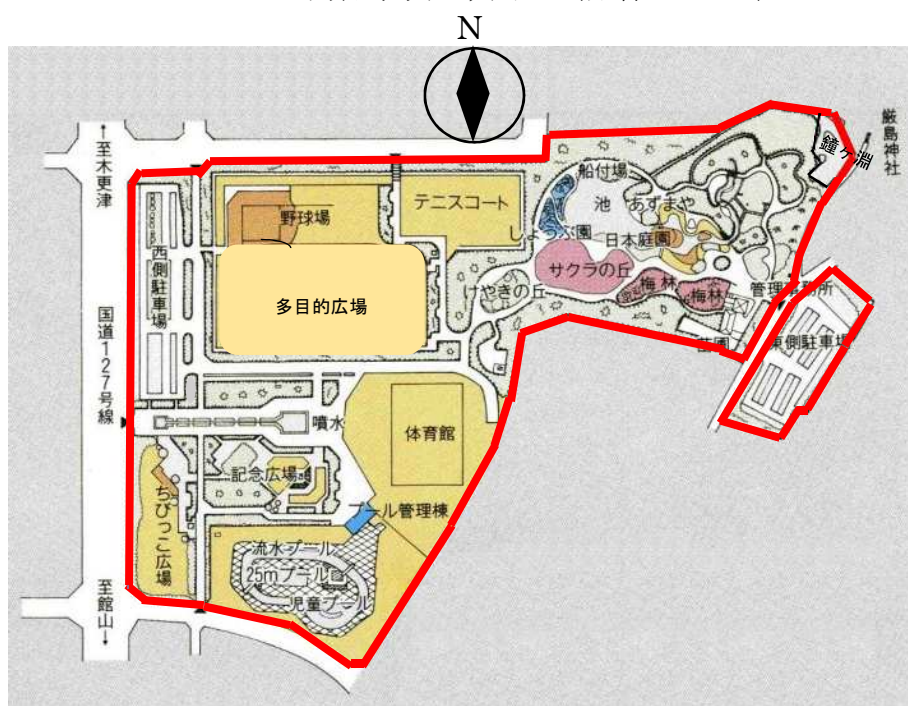
1 事業対象区域

本事業の事業対象区域は、内みのお運動公園全域とする。ただし、鐘ヶ淵及び東側駐車場は除く。

また、事業対象区域の範囲全体を整備することを計画している。事業者は本事業では、当該範囲を土木施設又は建築施設として整備するものとする。

具体的な整備内容は、本書に従い、事業者が提案するものとする。

事業対象区域図 (赤枠 13.0ha)



2 公園概要

内みのお運動公園（以下「本公園」という。）の概要については、公募設置等指針に記載のとおりとなっている。

本公園に設置されている施設の概要及び設置場所は「添付資料1 平面図」に示す。

本公園の園内の状況施設の現状に関しては、「指針の参考図書2 維持管理基準水準書（案）」を参照すること。

第3章 共通事項

1 事業の目的

開園から40年以上が経過し、各施設の老朽化や利用形態の多様化、閉園したプール敷地の利活用などの課題を踏まえ、「使われ活きる公園」にリニューアルするために、P-PFI等による民間活力を導入し、民間のアイデアやノウハウを取り入れることにより新たな魅力と賑わいを生み、スポーツをする人もしない人も公園を訪れる機会をつくり、子どもたちを中心とした多様な世代が交流できる場の創出、また内みのわ運動公園が持つ長所や特色を活かしなら、新たな魅力を創出すること、利便性の向上を図ることを事業目的とする。

事業の実施にあたっては、令和5年11月に策定した「内みのわ運動公園リニューアル整備方針を踏まえた提案とする。

2 事業の基本方針

子どもたちをはじめ、多様な世代が集い楽しく1日を過ごせる場所になるよう、子どもの遊び場、運動施設、自然豊かな日本庭園が共存する公園として特色を活かしつつ、さらなる交流の場となるよう新たな施設の設置や老朽化した施設・設備の更新をし、楽しく過ごせるだけでなく、スポーツに興味関心を持つきっかけの入口となる公園、安心して子どもたちが遊べる公園、自然の中を散策できるやすらぎの公園として、以下の将来像及びコンセプトを設定している。

(1) 将来像及びコンセプト

「誰もが遊びやスポーツに親しみ多様なむすびを創る公園」 ～子どもがいきいきと輝く身近なコミュニケーションの場～
--

方針1 誰でも身近にスポーツや健康づくりが楽しめる公園

- ・心と身体の健康づくりのために気軽に利用できる公園
- ・すべての人が楽しく遊べる、インクルーシブな遊び場のある公園
- ・様々なスポーツを多様な世代が楽しめる公園
- ・スポーツにふれあうことができ、興味や関心を持つきっかけ・入口となる公園

方針2 子どもが安心して遊べる賑わいのある公園

- ・子どもが毎日行きたくなる、心地よい居場所のある公園
- ・遊びやスポーツを通して多様な世代が交流できる、賑わいのある公園
- ・子育て世代が快適に過ごすことができる、利用しやすい公園
- ・遊具や休憩場所が充実し、子どもとゆったり過ごせる公園
- ・飲食・物販・イベントなどの内容が、季節や時代のニーズに合わせて変化する公園

方針3 心がやすらぐ自然豊かな公園

- ・四季を感じられる花壇や樹木を楽しめる公園
- ・豊かな自然の中を散策でき、心がやすらぐ公園

方針4 災害時に活用できる公園

- ・災害時の避難所運営に対応した機能や設備がある公園
- ・災害時に活用できる広場がある公園

(2) 施設整備への展開

本事業の実施に当たって、コンセプトに基づき、民間活力の導入により、各施設に期待する望ましい整備や利用のあり方は以下のとおりです。

① 新たな魅力の創出

- ・長時間ゆったりと過ごすことができる場所となる、休憩スペースの充実やカフェなどの飲食店の整備。
- ・遊具や水遊び場などの子ども向け施設の充実。
- ・インクルーシブ遊具等の導入による、誰もが安心して遊ぶことができるインクルーシブな遊び場の整備。
- ・新たなスポーツとして、若年層向けのアーバンスポーツ施設などや自由にボール遊びができる広場の整備。

② 防災機能の充実

- ・災害時に活用できる広場の確保。
- ・災害時に役立つ機能や設備の導入。

③ 市民協働

- ・より地域に愛される公園を目指し、公園利用者参加型のイベントの充実や公園の維持管理などにおける市民協働の仕組みづくりの実践。

④ 適切な管理運営

- ・利用者の利便の向上にむけた老朽化施設や設備を更新・リニューアル。

- ・適切な植栽の管理及び自然環境の保全による安心安全な環境づくりの実現。
- ・官民連携による持続可能な管理運営に向けた、施設の利用料金の見直しや駐車場の有料化の必要性の検討及び提案。

3 ゾーニング及び動線計画

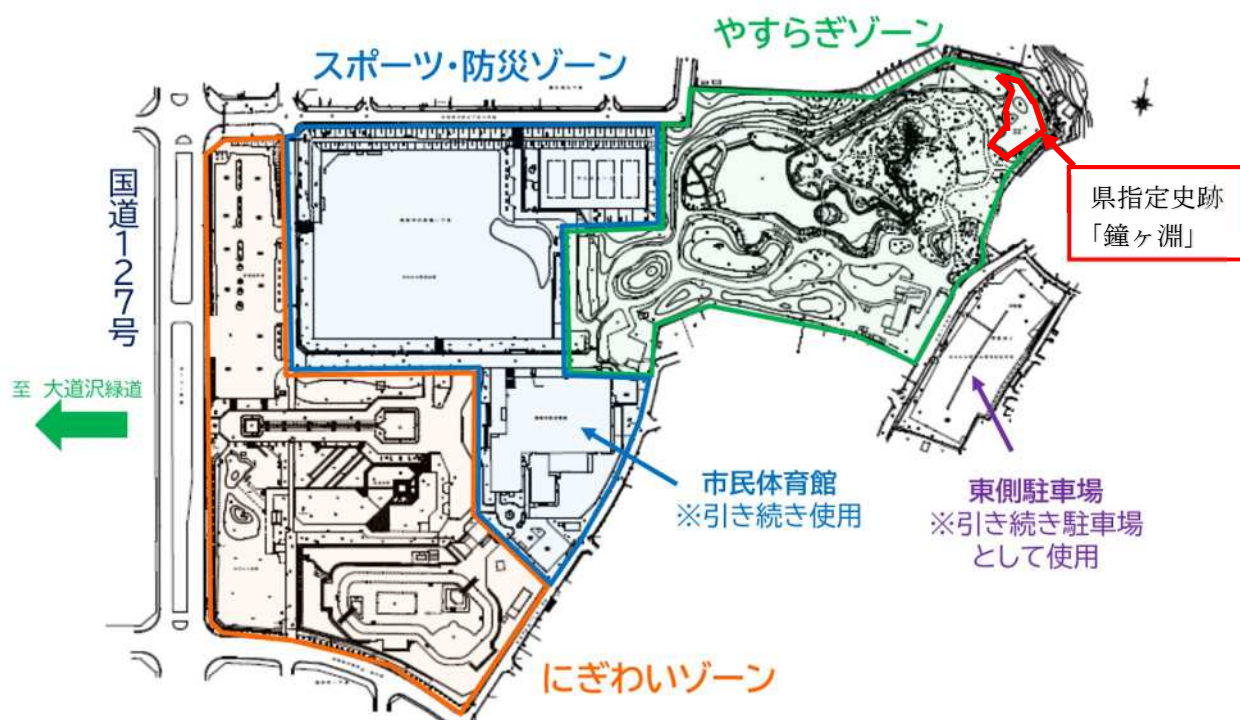
新たな機能拡充や既存施設の更新等を行う際は、立地の特性や隣接する住宅等に配慮した土地利用を図るとともに、利用目的や滞在時間が異なる各施設の利用者が、それぞれ快適に過ごせるよう、適切にゾーニングを行うこと。

(提案にあたっての留意事項)

- ・園内動線は市民体育館を起点として各ゾーンの主要部を結ぶとともにリニューアル後の園内全体を回遊するようなルートを設定すること。
- ・新設する機能、施設の利用を考慮した必要な規模の駐車場を適切に配置し整備すること。
- ・車両動線は、公園利用者の歩行動線と交錯しないように、安全確保に配慮した計画を行うこと。
- ・園内全体の防犯性に配慮し、施設や設置物、植栽によって死角が発生しないように工夫した配置計画とすること。

(整備方針におけるゾーニング (例))

- ・整備方針で想定したゾーニング (例) は次のとおり。本事業の提案では、本ゾーニング以外の自由な提案にも期待する。公園利用者の利便性、管理の効率性など様々な観点から、適切なゾーニングを提案すること。



※ 上図はあくまで (例) である。これに限らず自由な提案を求める。

(整備方針における整備内容（例）)

- ・リニューアル整備方針では、本市の想定している整備内容として、以下のような内容を期待している。
- ・提案に際しては、これによらない提案も可とするが、公園全体のコンセプト等に即した事業内容を提案すること。

スポーツ・防災ゾーン

スポーツ：既存の運動施設を改修し、利用者の利便の向上を図る

防 災：災害時に活用できる広場の確保及び設備の導入をする

- テニスコートをクレートコートから乾きが早く天候に影響が少ないハードコートやオムニコートに改修
- 野球場を含む多目的広場を水はけの良い構造に改修（災害時に活用できる広場を確保）
- 体育館内の諸室（体育室を除く）の利用促進のため用途変更を検討
- 災害時に役立つ機能や設備の導入

にぎわいゾーン：魅力ある集客施設を整備し、賑わいを創出する

- カフェ等の飲食施設の整備
- 新たな遊具や水遊び場、ボール遊び場などの子ども向け施設の整備
- アーバンスポーツ施設（例：スケートボードパーク）などの若年層向けの新たなスポーツ施設の整備
- 上記のほか、公園利用者の利便性向上に資する物販施設（民間事業者の提案による）

やすらぎゾーン：既存の自然環境を保全しつつ、休憩スペースの充実を図る

- 樹木の剪定や花の管理、池の浚渫などにより自然環境の保全に努める
- 飲食の売店などの設置や休憩スペースの拡充

その他：公園全体に関すること

- 民間事業者のノウハウ、アイデアや資金の活用による整備及び管理運営
- 子育て世代の利便性向上のための設備の導入
- 老朽化した園路の改修
- 老朽化したトイレの改修
- 駐車場の改修
- その他の設備の更新
- 市民協働による維持管理の仕組みづくり（例：美化活動、花壇づくりなど）
- 受益者負担の見直し（利用料金の見直し、駐車場の有料化を検討）

4 公園全体の施設配置計画及びデザイン

新たな機能の拡充等にあたっては、公園全体の施設配置及びデザインについて、以下の点に留意すること。

(提案にあたっての留意事項)

- ・公園の景観や利用者の利便性を考慮した配置とすること。
- ・開放感と統一感のある施設配置に努め、周辺と調和した樹種などの植栽による緑化に努めること。
- ・用途の必要性に応じて、周辺環境に調和するデザインを採用するなど地域の顔として、周辺景観を先導する質の高い洗練されたデザインになるよう努めること。

5 景観計画（新規・改修施設のみ）

事業者は、新たな機能の拡充等にあたって、本事業区域の景観形成方針を提案し、本事業の施設整備にも反映すること。

(景観形成方針の提案にあたっての留意事項)

- ・君津市景観計画に基づき、事業者の工夫により地域及び本事業区域周辺整備との調和を図りつつ、君津市のシンボルとして地域に親しまれる景観を創ること。
- ・公園内の色彩はカラーコンセプトを設定し、統一感を持ったデザインを整備全体へ反映させること。
- ・舗装については施設等とマッチした配色及び素材を採用すること。
- ・公募対象公園施設についても、周辺環境や、周辺景観と調和した魅力的なデザインを採用すること。

6 ユニバーサルデザイン・環境配慮等

事業者が本事業における施設整備を行うにあたっては、以下に示すユニバーサルデザイン、周辺地域への配慮、環境保全・環境負荷軽減に十分配慮すること。

(1) ユニバーサルデザイン・環境配慮等

高齢者及び障害者など、全ての利用者が公園（外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。）を安心、安全かつ快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「千葉県福祉のまちづくり条例」、「君津市都市公園条例」、「君津市都市公園に係る移動円滑化のために必要な特定公園施設に関する基準を定める条例」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を踏まえ、園路や床の段差解消やスロープの設置、手すりや点字、ピクトサインによる案内など、ユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) 周辺地域への配慮

- ① 地域への対応として、建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気、ゴミ等による影響を最大限抑制するよう配慮すること。

7 防災安全計画

事業者が本事業における施設整備を行うにあたっては、施設の防災性・安全性を確保できるよう、以下の点に十分配慮すること。

(1) 災害時の安全性の確保

- ① 地震、洪水等の自然災害発生時や非常時における安全性の高い公園とする。また、災害時の避難安全対策、浸水対策、強風対策、並びに落雷対策に十分留意すること。
- ② 建築施設に関しては、施設利用者や管理者の安全面に配慮して、動線や構造等を計画する。また、天井材や照明器具等の落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止等の安全対策を施すこと。

(2) 安心・安全な公園空間の形成

- ① 公園灯などの照明計画や樹木管理（剪定・除草等）を適切に行い、利用者同士の視認性を確保するなど、公園の保安管理に配慮すること。
- ② 特に夜間利用を想定する範囲には、JIS 基準の照度に加え、防災対策を考慮した適切な照度を確保すること。
- ③ 見通しや明るさに配慮した計画とすること。
- ④ 「まちなかの暑さ対策ガイドライン（環境省）」などを参考に、夏の暑さ対策を考慮した計画とすること。

8 全体調整業務（統括管理業務）

認定計画提出者は、個別業務の履行状況を明確に把握し、常に要求水準を満足できているか管理できる体制を構築し、機能させること。

(1) マネジメント業務

認定計画提出者は、本事業の協定締結から事業終了時まで本事業全体の全体調整業務（進捗管理・統括管理等）を行う体制を整えること。

なお、統括管理業務を確実に円滑に実施するために、本事業に精通し、必要に応じて他の従業者等に本事業の理解を徹底させることができる者を統括管理責任者として1名配置すること。（事前に市の承諾を得ること。）

また、統括管理責任者は、各々が担うべき役割を確実に遂行できる限りにおいては、管理運営業務の業務責任者が兼務することを認めるものとする。

ア 統括管理責任者の設置

全体調整業務を総合的に把握し調整を行う総括管理責任者を定め、統括管理業務開始前までに市に統括管理責任者届を提出すること。統括管理責任者を変更する場合は、事前に変更内容を市に説明し、かつ、統括管理責任者届（変更届）を市に提出し、市の承諾を得なければならない。

イ 統括管理業務担当者の設置

- ・統括管理業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- ・統括管理業務開始前までに、統括管理業務の担当者配置届を市に提出すること。統括管理業務担当者に異動があった場合、その都度速やかに市に報告すること。

(2) 業務実施体制の構築

- ・本事業の目的や使命を本市と共有したうえで、事業者としての理念及び実施方針を明確にし、協力企業と共有すること。
- ・業務全体を一元的に管理できるように、統括管理責任者は各管理運営業務の業務責任者との連携・役割・責任分担が明確に分かるように業務実施体制を構築すること。
- ・統括管理責任者は、必要に応じて各管理運営業務の業務責任者を集めた会議を開催するなど、各業務間の情報共有や業務調整を適切に行うこと。
- ・統括管理責任者は、各管理運営業務の業務責任者を確認し、業務責任者届を市に提出すること。なお、各管理運営業務の業務責任者を変更する場合には、速やかに変更後の業務責任者を確認し、市に届け出ること。
- ・統括管理責任者は、本市との適切なコミュニケーションに努め、必要に応じて連絡・調整の窓口となる総括管理業務担当者を設置すること。
- ・統括管理責任者は毎年度、統括管理業務の開始30日前までに年度管理計画書を提出し、当該業務の開始前に市の承諾を得ること。ただし業務開始初年度の提出については、業務開始前までとする。なお、内容を変更する場合は、事前に変更内容を市に説明して、かつ、変更後の年度管理計画書を市に提出し、市の承諾を得なければならない。
- ・当該計画書の内容については、セルフモニタリングの詳細を市が明確に理解できるように留意すること。
- ・統括管理責任者は、後述するセルフモニタリング結果を踏まえて年度業務報告書を作成し、各年度の業務終了後4月末日までに市に提出すること。なお、報告事項の詳細については、市と事業者との協議により決定する。

(3) 総務・経理業務

- ・予算作成、収入・経費の執行・管理及び決算管理を行うこと。
- ・市の事前承認を得た予算を適正に執行し、市の求めに応じて、速やかに本事業に係る収入及び経費の執行状況等を報告できるよう管理し、決算管理を行うこと。

- ・自主事業に係る経費及び収入は、他業務の口座とは別の口座で管理すること。
- ・受領及び作成した文書等の整理・保存・管理を行うこと。整理・保存・管理にあたっては、管理規則又は管理要領を定め、破損・紛失等のないよう適切に行うこと。
- ・実施した業務について、適宜、文書や写真等で記録し、保存すること。
- ・都市公園法第17条に基づき、既存の都市公園台帳を更新し、保管することとし、市の求めに応じて速やかに閲覧や提出ができるよう管理すること。
- ・事業期間終了時に、市及び市の指定する者に対し、適正かつ速やかに引き継げるよう管理し、記録を作成・保存すること。
- ・各事業年度終了後4月末日までに会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書を市に提出すること。ただし、本事業に係る収益及び費用の実態がわかるように記載すること。

(4) 認定計画提出者によるモニタリング業務

- ・年度管理計画書及び年度業務計画書に基づき、各管理運営業務の履行状況を明確に把握し、提供サービスの質が常に要求水準を満足できているか否かについて客観性に留意した上で、セルフモニタリング（自己評価）を行うこと。
- ・資金不足等により事業の安定的継続に支障を来さないよう、経営状況を確認・管理すること。
- ・認定計画提出者は指定管理者とともに利用者満足度調査等を実施し、本事業の遂行状況及び要求水準達成状況について定期的にセルフモニタリングを行った上で、本市にその結果を報告する。また、必要に応じて是正指示や要望、提案等を行い、利用者のサービス向上に繋げるよう務めること。なお、報告の機会として、認定計画提出者を含む、全構成企業が原則参加する年度報告会を実施することとする。
- ・代表企業及び指定管理者は毎年度本事業の運営状況及び企業としての財務状況について、第三者による意見書や改善提案と合わせて本市に提出することとし、これらにかかる費用は認定計画提出者の負担とする。
- ・セルフモニタリングの詳細な実施方法は、「添付資料2 モニタリング実施方法」及び公募設置等計画を踏まえ、認定計画提出者が「モニタリング実施計画（案）」を作成し、本市と認定計画提出者で協議をして決定した「モニタリング実施計画」に基づき実施する。

(5) ブランディング業務

認定計画提出者は公園の魅力を伝え、来訪してもらうことを目的として企画とその実施並びに広報活動等を行い、ブランド力向上を図ること。

9 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、必要となる関係法令、条例、適用要綱・各種基準等を遵守し、また、常に最新版を確認し適用すること。

10 その他

(1) 現指定管理者からの事業引継ぎ

認定計画提出者は、指定管理業務を開始する3か月前から前日の間に現在の指定管理者から指定管理業務の引継ぎを受けること。

また、認定計画提出者及び指定管理者は、本市の所有する備品・設備についても、本市及び現指定管理者等から引き継ぎを受けること。

第4章 公募対象公園施設等の要求水準

1 設計・建設に関する要求水準

(1) 設置又は管理可能な公募対象公園施設等の種類

公募対象公園施設及び任意提案による設置許可施設・管理許可施設（以下、「公募対象公園施設等」という。）は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設のうち、これらから生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認められない。

なお、都市公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、例えば騒音の発生等により他の利用者による公園利用を著しく阻害するような施設は望ましくなく、こうした公園への設置がふさわしくない施設及び周辺環境と調和しない施設は認められない。

(2) 設置可能な公募対象公園施設等の設置条件

公募対象公園施設等の設置に当たっては、以下の条件を満たすものとする。また、明らかに対象外となる事項を除き、「特定公園施設等の要求水準」に示す内容に即すること。

① 公募対象公園施設等の設置場所

・公募対象公園施設（必須提案施設）

内みのわ運動公園内（にぎわいゾーンの内、国道127号に接する都市計画法用途地域の準住居地域内が望ましい ※「公募設置等指針図7」参照）

・設置許可施設（任意提案施設）

公園全域（県指定史跡である鐘ヶ淵及び一部国有地である東側駐車場を除く）

② 設置可能な建築面積

設置可能な公募対象公園施設の設置に係る建築面積の上限は、1,500㎡程度とする。なお、高さ制限等については、用途地域を参照すること。

③ 建築確認申請

建築基準法に基づき、公募対象公園施設の建築確認申請を行うこと。

確認申請前に、公募対象公園施設の計画内容について本市と協議を行うこと。建築確認申請は、認定計画提出者の負担で行うこと。

建築基準法第6条第1項の規定による確認済証及び同法第7条第5項の規定による検査済証の写しを速やかに本市に提出すること。

④ スケジュール

公募対象公園施設は、令和10年4月以降に供用開始するものとする。

また、各法令手続きや公募対象公園施設の工事は、供用開始時期を踏まえたスケジュールで進めるものとして、その他の公園施設整備と工事のスケジュールについて、適宜、調整を行うこと。

⑤ インフラ施設

インフラ施設の整備にあたっては、下記の事項に留意すること。

(インフラ施設整備の提案にあたっての留意事項)

- ・公募対象公園施設等内で使用するインフラ（電気、上水道、宅内排水管等）については、認定計画提出者の負担にて引き込みを行うこと。整備に必要な調査等も認定計画提出者で負担すること。公募対象公園施設のインフラについても公募対象公園施設として認定計画提出者が保守・管理を実施して、事業終了時は、撤去するものとする。
- ・原則として本市が整備・管理するインフラとは独立して設けるものとするが、本市が整備・管理するインフラに接続しても支障が生じない場合は、本市と協議し承諾を得た場合は、本市が整備・管理するインフラに接続することができるものとする。その場合は、子メーター等を設置し、公募対象公園施設における使用料を区分できるようにするものとし、当該使用料は認定計画提出者が負担すること。
- ・インフラ整備に伴い新たな引き込み等を行うに当たっては、各インフラ管理者と協議を行い、負担金、使用料等が必要となる場合には、認定計画提出者が負担すること。本公園内に電線管を設置する場合は、地下埋設を原則とする。詳細については、認定計画提出者が決定後、本市と協議すること。

⑥ 公募対象公園施設の提案施設

認定計画提出者は、公募対象公園施設として以下の施設を設置するものとする。

【必須提案施設】

公園施設の種類	便益施設
施設の内容	カフェ等の飲食施設
機能	・飲食の提供（イートイン、テイクアウト共に可） ・トイレ及び手洗い場（施設利用者用：店内設置）

【任意提案施設】

公園施設の種類	都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設
施設の内容	事業者の提案による
機能	集客機能（公園利用を促進するもの）

公募対象公園施設の設置にあたっては、以下の点に留意すること。

ア 必須提案施設（カフェ等の飲食施設）

- ・設置が可能な場所は、にぎわいゾーン（内、国道127号に接する都市計画法用途地域の準住居地域内が望ましい）とする。
- ・カフェ等、くつろぎながら飲食を楽しめる飲食施設を設置すること。
- ・イートイン型、テイクアウト型等を問わず、多くの利用者が訪れ賑わい創出が期待される施設として計画すること。

イ 任意提案施設

- ・任意提案施設として、幅広い年齢層の人が活動し、週間や年間を通じて楽しめる公園となるよう新たな集客機能の設置を提案することがきるものとする。
- ・提案にあたっては、他の公募対象公園施設と機能を兼ねる提案も可とする。
- ・なお、任意提案施設の提案に際しても、必須提案施設と任意提案施設の建築面積の合計は、②設置可能な建築面積の上限値を超えないものとする。

⑦ 施設配置及びデザイン

- ・公募対象公園施設等は公園の景観や利用者の利便性を考慮した配置とすること。
- ・都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
- ・周辺環境に調和するデザインを採用するなど地域の顔として、周辺環境を先導する質の高い洗練されたデザインになるよう努めること。
- ・公募対象公園施設等の設置に合わせて料金を徴収する有料エリアの設置や利用者動線の変更等を提案することも可能とする。ただし、その際に入場ゲート柵等の設置を行う場合は、認定計画提出者が自らの費用により実施すること。
- ・DB事業、指定管理業務を組み合わせるメリットを活かしたデザイン・質感が統一された施設を提案すること。

⑧ 事業終了時

- ・認定計画提出者は、原則として事業期間終了時（設置許可を取り消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む。）までに認定計画提出者の責任及び負担において公募対象公園施設を解体・撤去し、更地にして本市に返還するものとする。
- ・事業終了前までに事業終了時の公募対象公園施設の取り扱いについて、本市及び認定計画提出者と次期事業者で協議を行うことができるものとする。
- ・撤去工事等を行う場合は、予め工程を作成し、市の承諾を得るものとする。

- ⑨ 広告物の掲示（千葉県屋外広告物条例等）
 - ・ 広告物の掲示にあつては、千葉県屋外広告物条例を遵守するだけでなく、君津市景観条例等に配慮して掲示・設置等を行うこと。
- ⑩ 都市公園条例に基づく設置管理許可・占用許可について
 - ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設を設置するにあたり、都市公園条例に規定された設置管理許可及び占用許可の手続きを行うこと。

第5章 特定公園施設等の要求水準

1 設計・建設に関する要求水準

（1） 特定公園施設等の範囲

本公園のうち、P-PFI 事業範囲において認定計画提出者が設置する公募対象公園施設、利便増進施設、鐘ヶ淵及び東側駐車場を除く区域に、本市と認定計画提出者との協定に基づき、認定計画提出者が整備する公園施設であつて、公募対象公園施設と一体となつて、公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものとする。

本事業では、特定公園施設の整備にあわせて、認定計画提出者の提案に基づく、DB対象施設の設計・施工を一体的に実施するものとする。

（2） 特定公園施設等の整備の流れ

- ・ 認定計画提出者は、自らの負担及び責任において、本市と締結する基本協定及び実施協定に基づき、公募設置等計画に即した、特定公園施設について、必要な調査、設計を行うものとする。
- ・ 特定公園施設は、設計内容について本市の承諾を得た上で施工し、完成後、本市による完成検査を受け、本市への引き渡しを行うこと。
- ・ DB対象施設の設計及び建設等については、認定計画提出者、認定計画提出者の代表企業（業務にかかる資格を有する場合に限る）または、認定計画提出者のうち、DB施設の設計業務を担当する構成企業のJV等が、本市と直接、設計・建設に関する契約等を締結したうえで実施するものとする。

（3） 設計業務

① 業務の基本方針

- ・ 事業者は、市の指示に従い業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて、業務を処理すること。

- ・事業者は、業務の詳細について市と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成すること。
- ・設計業務の進捗管理は、事業者の責任において実施し、市へ報告すること。
- ・市は、事業者に設計の検討内容について、いつでも確認することができる。事業者は、市による任意の確認に協力すること。
- ・事業者は、市から適時状況の確認を受けるとともに、指摘された内容を適宜設計内容に反映すること。

② 業務期間

- ・設計業務の期間は、供用開始時期に応じて事業者が計画すること。具体的な設計期間については、事業者の提案に基づき事業契約書に定める。
- また、設計の工程については、市と協議を行うこと。

③ 実施体制

事業者は次に規定する設計業務責任者及び業務担当者を配置し組織体制と併せて業務着手前に市に報告すること。

ア 業務責任者の配置

- ・事業者は、設計業務全体を総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、業務の開始前に市に届け出る。業務責任者を変更した場合も同様とする。
- ・業務責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、設計業務を一元的に管理し、取りまとめることができるものを配置すること。また、必要に応じて、市が主催する会議や委員会に出席し、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な対応ができるよう努めること。

イ 業務担当者の配置

- ・業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。なお、照査担当者（建築物がある場合は一級建築士の資格を有する者。）を別途配置すること。

④ 事前調査業務

設計時における事前調査は、本公園や周辺状況を熟知することを目的とし、必要に応じて各種調査を実施すること。

⑤ 設計業務

ア 業務内容

- ・事業者は、事業契約書、本要求水準書、公募時の提案書類等に基づいて、本公園の設計を実施する。
- ・各種申請業務及びそれに伴う費用については、事業者の負担とする。
- ・事業者は、業務着手時に業務計画書を提出して市の承諾を得ること。

- ・事業者は、設計業務の進捗管理を、自らの責任において実施し、その設計業務の進捗状況について、定期的に市に報告すること。
- ・事業者は、市、業務責任者を含めた定例連絡会議に、工事監理業務責任者より出席要請があった場合は、出席すること。

イ 設計図書の提出

- ・事業者は、本公園及び周辺環境部分の設計の完了時に設計図書等を提出し、市の承諾を得ること。なお、設計完了時に設計図書等一式を市に納めるものとする。
- ・設計図書等は、事業契約書に定めるとおりとする。

⑥ 国庫補助金等申請補助業務

市は、社会資本整備総合交付金（官民連携型賑わい拠点創出事業）について、国へ交付申請する予定である。事業者は、補助申請を行う上で必要となる図書や資料の作成等（関連する工事費内訳等の資料の提出を含む）を行い、市の申請手続きに協力すること。

⑦ 検査等対応業務

事業者は、市が受験する国庫補助金・交付金に関わる会計検査の資料作成等に協力すること。

⑧ 各種申請業務

事業者は、建築確認申請や構造計算適合性判定等の工事に伴う各種申請の手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。

⑨ その他業務を実施する上で必要な関連業務

上記業務のほか、業務を実施する上で必要な関連業務がある場合は、適宜行うこと。なお、市の既往調査がある事項についても、事業者が必要と判断する場合は、事業者の負担において行うこと。

（４） 建設業務

① 業務の基本方針

ア 基本的事項

- ・本公園の建設業務を履行するために必要となる業務は、事業契約書において市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- ・建設工事関係の近隣地区住民への事前説明については、事業者が実施するとともに、市はこれに協力する。
- ・建設にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者の責任とする。
- ・事業者は、火災や地震等の災害等に対する事前対応を実施し、万一災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、市の災害対策に必要な協力を行うこと。

- ・建設業務に関わる各種承諾図書は、工事監理業務責任者の承諾を得たうえで、工事のための製作・施工を実施すること。
- イ 工事計画策定にあたり留意すべき項目及び市の確認を得る必要のある事項
 - ・事業者は、関係法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
 - ・事業者は、騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他、建設工事が近隣の教育環境及び生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。
 - ・事業者は意匠に関する材料の選定にあつては、工事監理業務責任者及び市の確認を得ること。
 - ・事業者は、工事内容を近隣住民等へ周知徹底して理解を得るように努めること。
 - ・事業者は、工事監理業務責任者及び市に対し、近隣住民等への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
 - ・工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫（特に車両の交通障害・騒音・振動）を行うこと。損失補償の費用負担は事業者とする。
 - ・作業時間等は、地元意見等を踏まえた中で、市と事業者が協議の上、決定すること。

② 業務期間

ア 業務期間

部分供用を可能とし、令和10年4月から令和11年3月までの間に供用開始を目指すものとする。

なお、具体的な建設工事期間については、協議の上で事業契約書に定める。その際、備品を搬入した上で所定の検査等を受け、工事完成確認の後に、特定公園施設を市に引き渡すこと。

イ 業務期間の変更

事業者が、事業者の責任に帰すことのできない事由により工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め市と事業者が協議して決定する。

③ 実施体制

ア 業務責任者の設置

- ・事業者は、建設業務全体を総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、業務の開始前に市に届け出る。業務責任者を変更した場合も同様とする。
- ・業務責任者については、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、建設業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者を配置すること。
- ・必要に応じて、市が主催する会議や委員会及び工事監理業務責任者が運営する月2回程度の現場定例会議及び月1回程度の定例連絡

会議に出席し、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な対応ができるように努めること。

イ 業務担当者の設置

- ・業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

④ 着工前業務

ア 近隣調整・準備調整業務

- ・事業者は、着工に先立ち、近隣住民等との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣住民等の理解及び安全を確保すること。
- ・事業者は、近隣住民等への説明等を実施すること。
- ・事業者は、(必要に応じて) テレビ電波受信障害調査、地下水位調査を行うこと。
- ・また、建物及びその工事によって近隣住民等に及ぼす諸影響を検討し、必要があれば事業者の責任において調査を行うこと。

イ 施工計画の提出

- ・建設業務の業務責任者は、建設工事着工前に施工計画書を作成し、工事監理業務の業務責任者の承認を得た上で、市に提出すること。

⑤ 建設工事業務

各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施する。事業者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。

工事施工においては、特に次の点に留意すること。

- ・事業者は、工事監理業務で開催される月1回の市、業務責任者を含めた定例連絡会議、また、月2回程度の現場定例会議に出席し、会議資料を作成・提出すること。
- ・上記のほか、市は、事業者又は建設企業が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
- ・事業者は、設計変更の必要性が生じた場合、工事費の増減を含めて市の事前確認を得た上で設計変更を行うこと。
- ・工事中における近隣住民等への安全対策について、万全を期すこと。
- ・工事を円滑に推進できるように、近隣住民等に対して必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ・工事完成時には施工記録を用意し、市の確認を受けること。
- ・市又は市が別途発注する第三者の行う作業が事業者の業務に密接に関連する場合には、必要に応じて調整、協力を行うこと。
- ・騒音振動、悪臭粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について十分な対策を行うこと。
- ・周辺地域に万が一、上記の悪影響を与えた場合は、事業者の責任において苦情処理等の処理を行うこと。

- ・工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分する。
 - ・工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
 - ・隣接する物件や道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
 - ・工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万が一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないよう処理を行うこと。
 - ・工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに、万が一発生した場合には、事業者の責任において、対応を行うこと。
 - ・周辺地域への粉塵、騒音及び振動による生活環境への影響を排除し、場内の安全性を確保するために、必要な範囲で仮囲いを設置すること。
 - ・搬入経路等は、地元と事業者との協議により決定することとする。なお、地元との協議の状況については、適宜、市に報告すること。
 - ・工事期間中の排水は、工事時に発生する汚濁交じりの雨水が近隣周辺及び河川へ排出しないようにすること。
 - ・周辺道路の美化に努めること。
- なお、上記に記載のないものについては、土木工事標準仕様書（千葉県）を参照すること。

⑥ 備品等の設置業務

各種家具什器備品の製作及び設置を工事に含めて行うこと。なお、各種家具什器備品の仕様については、事業者の創意工夫による提案を期待する。

なお、事業者は、購入予定の備品等リストを作成し、事前に市の承諾を得ること。

⑦ 完成工事後業務

ア 事後調査

- ・テレビ電波受信障害調査を行い、着工前テレビ電波受信障害調査との比較を行い、必要に応じてテレビ障害防除対策を行うこと。
- ・地下水位調査を行い、着工前地下水位調査との比較を行い、必要に応じて対策を講じること。
- ・その他、必要に応じて事後調査を実施した上で、民間事業者の責任において本工事に必要な対策を講じること。

イ シックハウス対策の検査

- ・事業者による完成工事検査に先立ち建築工事監査指針に基づいた検査を行い、その結果を市に報告すること。
- ・測定値が「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定法について」（厚生省生活衛生局長通知）に定められる値を上回った

場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、市の完成工事検査等までに是正措置を講ずるものとする。

ウ 事業者による完成工事検査

- ・事業者は、事業者の責任及び費用において、本公園の完成工事検査及び機器、器具及び整備備品等の試運転検査等を実施すること。
- ・完成工事検査及び機器、器具及び整備備品等の試運転検査等の実施については、それらの実施日までに、工事監理業務責任者及び市に書面で通知すること。
- ・市は、事業者が実施する完成工事検査及び機器、器具等の試運転に立ち会うことができる。
- ・事業者は、工事監理業務責任者及び市に対して完成工事検査及び機器、器具等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

エ 完成工事図書の提出

- ・完成工事図書は、事業契約に定めるとおりとする。

オ 施工業務完了手続き

- ・事業者は、市による完成工事確認後、遅滞なく建築基準法第 7 条第 5 項及び第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証、引継書を市に提出するとともに、必要となる諸手続を完了すること。また、事業者は、業務完了後速やかにコリンズ登録を行うこと。

⑧ 検査業務

市は、事業者による完成工事検査及び機器、器具、整備備品等の試運転検査等の終了後、本公園について、次の方法により行われる完成工事確認を実施する。

- ・市は、工事監理業務責任者及び事業者の立会いの下で、完成工事確認を実施する。
- ・完成工事確認は、市が確認した設計図書との照合により実施する。
- ・市の完成工事確認での指摘事項は、事業者の責任において引渡しまでに補修すること。
- ・事業者は、機器、器具等の取扱いに関する市への説明を試運転とは別に実施すること。

⑨ その他業務を実施する上で必要な関連業務

事業者は、上記業務のほか、業務を実施する上で必要な関連業務がある場合は、適宜行うこと。

⑩ 既存施設の解体・撤去・移設関連業務

ア 解体・撤去・移設工事業務

- ・事業者は、公募対象公園施設及び特定公園施設の設置を開始するために支障がないよう、必要な解体・撤去・移設工事を行う。

イ 解体・撤去・移設工事の範囲

- ・既設の植栽のうち、公園施設の設置等に支障のある樹木については、伐採（伐採を行う場合は、伐根も含む。）又は移設することができる。

- ・伐採にあたっては、対象樹木、範囲について、市と協議し、事前に確認を得ること。
- ・事業者は、「撤去必須公園施設（基礎、埋設物、路盤等を含む）」の解体・撤去について、別途提供する設計結果を基に、解体・撤去を行うこと。なお、杭基礎等は、支障のない範囲で存置も可とする。

ウ 解体・撤去工事の留意事項

- ・解体・撤去工事については、「特定公園施設等の要求水準」のうち、該当する事項を準用すること。
- ・解体・撤去工事にあたっては、騒音、振動、粉塵等の発生を最大限抑止することによって、本公園内の他施設の利用に支障を発生させないとともに、周辺地域への影響を最小限にするよう努めること。
- ・解体・撤去する廃材は、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切に処分すること。
- ・解体・撤去する施設におけるアスベストの含有については、以下のとおりである。
- ・アスベスト含有吹付材等については、設計業務において調査を実施するが、アスベスト含有保温材や形成版等の建材について、建物にアスベストの含有又は、含有の恐れのある建材を確認した場合は、市と協議の上、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切に処分・処理を行うこと。

エ 解体・撤去工事に伴う近隣対策

- ・解体・撤去工事に伴う近隣対策については、第5章1（4）建設業務のうち該当する事項を準用すること。

（5） 特定公園施設等の種類と整備内容

本事業において認定計画提出者等に整備を求める特定公園施設の種類及びDB対象施設を以下に示す。

特定公園施設及びDB対象施設の必須提案施設の区分は、以下のとおりを基本とするが、DB施設の必須提案施設を特定公園施設として整備する提案は可とする。

また、特定公園施設及びDB対象施設の必須提案施設について、以下の要求水準を満たした上で、公募対象公園施設として、整備する提案も可とする。

なお、施設整備に関して、特記がない限り設置場所や施設規模は提案とする。

その他、下記に示されていないその他の公園施設についても改修等の提案をすることは可とする。

① 特定公園施設（必須提案施設）

特定公園施設の必須提案施設は、以下のとおり。

【必須提案施設】

ア 新設	にぎわいゾーン内に以下の施設を整備すること。 (a) ベンチ等の休養施設 (b) インクルーシブ遊具等
------	---

	(c) アーバンスポーツ施設 (d) 水遊び場、ボール遊び場 (e) 園路（管理用車両侵入有）
イ 新設・改修	(a) 駐車場 (b) 園路（管理用車両侵入有）

ア 新設

(a) ベンチ等の休養施設

- ・老朽化したベンチ等の休養施設を更新すること。ベンチについては、防災機能を備えたかまどベンチ等も検討に入れること。また、ベンチは老朽化したものは新規の設置を検討すること。
- ・アーバンスポーツ施設、水遊び場、ボール遊び場に屋根付きの休憩施設（ベンチ等）を設置すること。
なお、必要に応じて屋根付きの休養施設（ベンチ等）をせっちすること。

(b) インクルーシブ遊具等

- ・公園のシンボルとなるような複合遊具を1基以上設置すること。
- ・遊具下については、カラーゴムチップ舗装とし、利用者が安全に利用できるよう「遊具の安全に関する規準」、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき施工すること。

(c) アーバンスポーツ施設

- ・スケートボードパーク（BMX等を含む）及び3×3コート2面を整備すること。規模は、1,700㎡程度（バスケットコート500㎡程度含）とすること。なお、スケートボードパークにおいては、住宅街に面さない位置に整備することとする。安全な運用のため、有料施設として整備すること。
- ・利用者の意向やニーズを把握した上で、表中の面積規模を基本に整備内容を検討し種目によるゾーニングレイアウト、配置予定のセクション等を具体的に提案すること。
- ・レイアウト等の詳細については、関連団体や本市と協議を行い、意見聴取の上で決定すること。
- ・利用者が安全かつ快適に競技できる工夫（レイアウト、練習用設備（クッションやフォームピット等）の設置等）を提案すること。
- ・必要に応じて、滑走中の転倒・事故等による怪我人の救助及び搬送が容易に行える経路等を確保すること。
- ・滑走部の構造を明示すること。イベント時の対応、長期的な維持管理の容易性、利用者の安全等を総合的に考慮した提案を期待する。
- ・スポーツイベント等の開催が可能で、他類似施設と差別化が図れる魅力的なパークとすること。
- ・スケートパークの夜間運営を提案する場合は、必要な照明設備等を併せて提案すること。

(d) 水遊び場、ボール遊び場

- ・プールの代替施設として、主に子供を対象とした水遊び場（例：幼児でも安全に遊べるじゃぶじゃぶ池など）の整備を行う。設置場所については、旧プール敷地を想定しているが、それ以外の場所の提案も可とする。
- ・水遊び場の水深については、事業者提案によるものとするが、利用者が安全に利用できるような水深を設定・確保すること。
- ・子どもが自由にボール遊びをできる広場を設置すること。年代層などにより、曜日や時間帯を決めて遊べるよう工夫し提案すること。
- ・ボール遊び場は、他の用途とスペースを区切った形で設置し、広場内の安全性の確保に配慮すること。

(e) 園路（管理用車両侵入有）

- ・既存施設の改修の規定のとおり。

イ 新設・改修

下記の既存施設については魅力向上のため必要な改修・更新を行うこと。

(a) 駐車場

- ・新施設の整備に伴って利用者の利便性向上のために必要となる駐車場を整備すること。
- ・既存施設の改修、拡張の他、設置場所の変更の提案も可能とする。
- ・駐車台数は、その算出根拠を示すこと。
- ・東側駐車場は、駐車場として継続利用するものとする。
- ・駐車場の有料化を提案することも可とするが、提案にあたっては、料金設定などの計画、有料化の効果等を提案するものとして、基本協定締結後に市と協議を行うこと
- ・駐車場の配置は、公募対象公園施設の利用者の利便性だけではなく園内の施設配置状況を踏まえ利用者が施設にアクセスがしやすい計画にすること。
- ・駐車マスは2.5m×5.0mを標準とし、車椅子利用者用の駐車マスは3.5m×5.0m以上とする。
- ・周辺道路からの出入り口位置や出入庫に伴う渋滞や事故を回避する計画等、公園内及び周辺道路の円滑化と安全性に務めること。

(b) 園路（管理用車両侵入有）

- ・にぎわいゾーンの全体及びスポーツ・防災ゾーンの一部において、新施設の配置に基づき必要な園路を整備すること（既存の園路が活かせる場合は、その改修も含む）。
- ・非常時における避難経路を確保するため、公園区域外の周辺施設との動線に配慮すること。
- ・舗装の色やディテールは、色彩にてカラーコンセプトを踏まえるとともに公園全体で景観の統一性が図られるように配慮すること。

- ・バリアフリー化が図れるなど、ユニバーサルデザインにも考慮すること。
- ・園路幅員は2.0mを標準とするが、管理用車両が侵入する園路は2.5mとする。舗装構成は、路盤 $t = 15\text{ cm}$ 、表層 $t = 4\text{ cm}$ を標準とする。（ダスト舗装やカラー舗装、透水性の高炉スラグ舗装等）・管理用車両の乗り入れも考慮し、脱着式のポール等についても検討すること。

② DB対象施設（必須提案施設）

DB対象施設の必須提案施設は、以下のとおりとする。

【必須提案施設】

ア 新設	(a) トイレ (b) 四阿 (c) ベンチ等の休養施設 (d) 子育て世代向け施設（授乳室等） (e) その他
イ 改修	(a) 多目的広場 (b) テニスコート

ア 新設

(a) トイレ

- ・テニスコート横の既存のトイレを撤去施設としていることから、屋外施設の利用者のためのトイレを新設すること。
- ・設置場所は既存のトイレの位置の周辺とすること。
- ・トイレの仕様は、男子用：小2基、大1基、女子用：大2基、多目的用：1式を基本とする。
- ・その他、新たに整備する施設内容等を踏まえ、トイレの増設を提案することも可とする。

(b) 四阿

- ・やすらぎゾーンに1か所以上設置すること。加えて、他のゾーンへの設置の提案も可とする。
- ・周辺環境、景観に配慮したものとする。

(c) ベンチ等の休養施設

- ・にぎわいゾーン及びスポーツ・防災ゾーンにおいて、既存のベンチは33基であるが、老朽化しているため、既存の基数以上を確保することを前提として、新設の配置に合わせてベンチを新設すること。
- ・なお、新施設の配置状況等に応じて、不要となった既存のベンチの撤去を可とする。
- ・災害時に活用できるかまどベンチを複数基設置すること（参考：当公園の災害時避難者数は300人を想定）。

(d) 子育て世代向け施設（授乳室等）

- ・授乳ができるスペースを屋内に確保すること。

- ・公募対象公園施設への併設等の他、既存施設内での設置と想定している。既存の市民体育館内に設置する場合は、基本協定締結後に本市との協議により配置を決定すること。

(e) その他

- ・建築基準法に基づき、DB対象施設の建築確認申請を行うこと。
- ・確認申請前に、特定公園施設等の計画内容について本市と協議を行うこと。建築確認申請は、認定計画提出者の負担で行うこと。
- ・建築基準法第48条の規定のただし書きに基づく許可を取ること。
- ・建築基準法第6条第1項の規定による確認済証及び同法第7条第5項の規定による検査済証の写しを速やかに本市に提出すること。

イ 改修

(a) 多目的広場

- ・現状、野球場を含む広場は、水が浸透せず降雨後に数日間水がたまり使えなくなるという課題がある。透水性が悪いため、水はけを改善し、水たまりが発生しづらい状態に改修すること。
- ・多目的広場は、観覧スペースを設けたスポーツの大会・練習及びイベントで活用できる広場とするとともに、災害時に活用できる広場の確保を想定している。

(b) テニスコート

- ・全天候型舗装に改修すること。
- ・側溝も併せて改修し、水はけを改善すること。

ウ その他施設（インフラ施設）

- ・提案する施設整備計画の内容に応じて、市と協議を行い、園内に電気及び上下水道のインフラ設備を整備すること。
- ・提案する施設整備計画の内容に応じて、適切な受電方式とすること。
- ・公共下水道へ接続する施設計画とすること。排水方式は雨水・汚水分流式とし、排水量及び水質を検討し、適切な排水系統及び施設を設け、公共枡から排水すること。
- ・新たな引き込み等においては、各インフラ管理者と協議を行うこと。
- ・本公園内に電線管を設置する場合は、地下埋設を原則とする。

③ 任意提案施設

特定公園施設、DB対象施設の任意提案施設は、以下に示す公園施設とする。

任意提案施設は、特定公園施設、DB対象施設のどちらで提案してもよい。

ただし、本市の負担する特定公園施設の取得費用及びDB業務に係る費用の合計額の上限額及び、DB対象施設（解体撤去含む）の上限額を超えることはできないものとする。

【任意提案施設】

ア 新設	①賑わいの創出に資する施設 ②利用者の利便の向上に資する施設 ③利用者の利便の向上に資する設備（空調など） ④災害時に対応した設備 ⑤環境負荷低減のための設備（太陽光発電など） ⑥健康に資する遊具
イ 改修	(a) 園路（管理用車両侵入有）：やすらぎゾーン ・市民体育館内の諸室の用途変更及び配置変更（図書館分室・視聴覚室・会議室のみ） ・駐車場 ・その他既存公園施設

ア 新設

- ・任意提案施設の新設は、公園利用の促進、公園利用者の利便の向上、にぎわいの創出などに資する施設について、事業者提案を行うことができるものとする。
- ・公園施設として、各種法令等を遵守した提案を可とするが、施設の詳細については、市と協議の上、最終決定するものとする。
- ・なお、新規施設の提案にあたっては、都市公園法上の建ぺい率の制約を踏まえて、必須提案施設の確保に支障のない範囲とすること。

イ 改修

- ・任意提案施設の改修は、老朽化した公園施設の更新、機能向上などに資する施設の改修について、事業者提案を行うことができる。
- ・改修については、市として期待する内容として、以下を想定していることから、提案にあたっては、参考にすること。

(a) 園路（管理用車両侵入有）：やすらぎゾーン

- ・公園内の各施設の動線に配慮すること。
- ・非常時における避難経路を確保するため、公園区域外の周辺施設との動線に配慮すること。
- ・舗装の色やディテールは、色彩にてカラーコンセプトを踏まえるとともに公園全体で景観の統一性が図られるように配慮すること。
- ・バリアフリー化が図れるなど、ユニバーサルデザインも考慮すること。
- ・園路幅員は2.0mを標準とするが、管理用車両が侵入する園路は2.5mとする。舗装構成は、路盤 $t = 15\text{ cm}$ 、表層 $t = 4\text{ cm}$ を標準とする。（ダスト舗装やカラー舗装、透水性の高炉スラグ舗装等）
- ・管理用車両の乗り入れも考慮し、脱着式のポール等についても検討すること。

ウ その他施設

- ・やすらぎゾーンについて、ベンチやテーブル等の休養施設を適宜設置すること。
- ・水飲み場及び手洗い場について、各施設配置や利用人数等を想定し公園利用者の利便性を確保しつつ、合理的な個所数を提案し、公園内において最適な配置計画を提案すること。

エ その他

- ・任意提案施設の提案は、上記に記載のないその他の公園施設についての改修の提案についても行うことができる。ただし、市が支払う施設整備費用及び維持管理費用は、公募設置等指針に記載の額を上限とする。
- ・また、施設の増設を行った場合でも、市が支払う維持管理費用は、公募設置等指針に記載の指定管理費の上限額以内とする。ただし、指定管理費の見直しにあたっては、この限りではない。

(6) 工事監理業務

① 業務の基本方針

事業者は、業務の詳細について市と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、工事監理業務の目的を達成すること。

工事監理業務の進捗報告は、事業者の責任において実施し、市へ報告すること。

市は、建設業務責任者が工事監理業務責任者へ提出した各種承諾図書、工事監理業務責任者から建設業務責任者に対しての指示書について、いつでも確認することができる。また、事業者は、市による任意の確認に協力すること。

事業者は、市から指摘された内容を、適宜、建設業務責任者に伝達し、指導すること。

② 業務期間

令和10年4月以降に供用開始し、目途として令和11年3月までに供用開始できるよう業務期間を設定すること。

③ 実施体制

事業者は、次に規定する業務責任者及び業務担当者を配置し、組織体制と併せて業務着手前に市に報告すること。

ア 業務責任者の設置

業務責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。

- ・工事監理業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者。
- ・建設業務責任者及び建設業務担当者との現場定例会議に出席し、かつ、会議の運営のできる者。

- ・現場での各種立会いを実施し、その施工状況及び品質について適切な判断ができる者。
- ・必要に応じて、本事業に関して市が主催する会議や委員会に出席できる者。
- ・現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な対応ができるように努めることができる者。

イ 業務担当者の設置

業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められる場合は、該当資格を有する者が業務を行うこと。

④ 着工前業務

事業者は、工事監理業務の着手前に工事監理計画書を市に提出する。

⑤ 工事監理

ア 建設業務書類の審査・承認

事業者は、建設業務の進捗に合わせ、工事監理業務の業務責任者に次の書類を提出させ、審査を行い、承諾するとともに、必要に応じて指導、指示、是正勧告を行う。

- ・施工計画書
- ・計画・実施工程表（月2回、15日までのものと月末までのもの）
- ・工事打合せ書
- ・工事進捗月報
- ・主要資材発注予定表
- ・各工種別施工計画及び仮設計画書
- ・施工承認図
- ・材料承諾図書
- ・検査に関する計画書及び必要書類
- ・工事写真
- ・工事日誌
- ・各種試験・計測計画書及び結果表
- ・材料、色彩決定一覧表
- ・下請負人名簿
- ・その他工事監理に必要な書類

イ 現場立会い業務

事業者は、建設業務の主要な工程ごとに、現場にて立会いを行いその施工状況及び品質の確認を行う。

ウ 定例会議の運營業務

事業者は、市及び業務責任者を含めた定例連絡会議を月1回開催する。

また、建設業務責任者及び建設業務担当者との月2回程度の現場定例会議を運営し、その結果を定例会議議事録に取りまとめる。

⑥ 定期報告業務

事業者は、工事監理業務の状況を毎月市に定期報告し、市から要請があったときには、随時報告を行うこと。

⑦ 業務完了時業務

建設業務完了時の完了検査、また、法的な各種検査に立会い、工事監査に必要となる各種書類をとりまとめ、工事監査報告書として、市に提出する。

また、必要に応じて、建設業者における竣工図作成の指導を行う。

(7) 施設の引渡し業務

事業者は、市から特定公園施設の完成検査合格の通知を受けた場合、引渡し予定日に特定公園施設及び完成図書を市に引き渡すこと。

また、引渡し時に市に提出する図書等は、市の指示に従うこと。

第6章 利便増進施設の要求水準

1 設計・建設に関する要求水準

(1) 利便増進施設の設置条件

都市公園法第5条の2第2項第6号に規定される利便増進施設として建築物を設置する場合は、建ぺい率に配慮すること。また、利便増進施設は、公園の景観形成に配慮した形態意匠とすること。

(2) 整備機能

① 看板又は広告塔

- ・認定計画提出者は、任意提案により、地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔（以下、「看板等」という。）を設置することを可能とする。
- ・地域に関する情報や広告と併せて、本事業のための自己用広告を掲出することは可とするが、一般広告（第三者広告）については、設置することは不可とする。
- ・看板等の設置にあたっては、占用許可を受けることとし、君津市都市公園条例（標識）に基づき占用料を納めることとする。
- ・また、これとは別に屋外広告物の申請をする場合は、千葉県屋外広告物条例に基づき手続きを行うこと。

② 自転車駐車場

- ・認定計画提出者は、任意提案により、新たに自転車駐車場を設置することを可能とする。
- ・ただし、公募対象公園施設の利用者に限らず、公園利用者が利用できる自転車駐車場とする。
- ・自転車駐車場の設置にあたっては、占用許可を受けることとするが、占用料は免除する。（※特定公園施設として整備する駐車場と一体的に自転車駐車場を整備する場合は、利便増進施設として占用許可を受ける必要はない。）
- ・なお、認定計画者が任意提案により、シェアサイクルポートを設置し事業を行う場合、占用料は有料とする。金額は本市との協議により決定するものとする。

第7章 維持管理・運営に関する要求水準

1 維持管理・運営に関する要求水準

本事業においては、公園全体の維持管理・運営について、認定計画提出者を指定管理者として指定し、公園全体の維持管理・運営について、指定管理者制度による維持管理・運営を行うものとする。

なお、以下の施設の維持管理・運営は、指定管理者制度の適用範囲外とするが、公園全体の一体的な運営に向けて、各施設の管理者間の協力体制を構築すること。

- ・公募対象公園施設の維持管理・運営
- ・利便増進施設の維持管理・運営
- ・君津市立中央図書館市民体育館分室の運営
- ・その他、市の所有する公園施設（特定公園施設、DB対象施設を含む）のうち事業者が管理許可による運営を提案し、市が認めた施設）指定管理者制度の適用による維持管理・運営の要求水準については、参考図書1「指定管理業務仕様書」を参考とする。

(1) 公募対象公園施設等の管理運営

認定計画提出者は、公募対象公園施設の維持管理・運営について、以下の基準に沿った提案を行うこと。

① 施設の営業時間

- ・公園利用者の利便の向上を図ることを考慮し、年末年始等を除き、原則通年営業とするものとする。週1回の定休日を設定すること等は可とする。
- ・営業時間は、原則午前9時から午後9時までの時間内で設定するものとし、時間外の営業を行う場合は市と協議するものとする。近隣住民の生活への影響を考慮したうえで設定すること。
- ・イベント等で著しく周辺が混雑する場合は、都合により、一時的に営業時間の短縮を指示する場合がある。
- ・なお、現状の施設の営業時間は、参考図書1「指定管理業務仕様書」による。

② 施設の運営

- ・事業期間中に発生する騒音・振動・光害・悪臭等について、周辺環境に配慮すること。
- ・施設内は、原則禁煙とする。
- ・アルコール販売を行う場合、その内容等について、市に提出すること。
- ・テイクアウト形式の飲食の提供については、可能とする。
- ・イベント等の開催等には、イベント実施に対する協力を行うとともに、地域住民や周辺環境へ配慮した運営を行うこと。

- ・公園利用者が店舗を利用することによって生じる公園内のゴミの回収等については、認定計画提出者が相応の負担をするものとする。
また、テイクアウト形式の飲食の提供を実施するに当たっては、ゴミの散乱等に関する対応策を検討すること。
- ・市産品の使用・提供及び千葉県のパＲに繋がる物販については、必須ではないが、可能な限り実施すること。
- ・年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置及び連絡体制とすること。
- ・地震・火災等災害時の危機管理に対応した管理運営が可能な従業員の配置及び連絡体制とすること。
- ・従業員や関係者の駐車場は、公園外を基本とし、公園内に設ける場合は、認定計画者の改修・準備する駐車場において確保すること。
設置許可を受ける範囲であって、従業員用駐車場として認定計画提出者が設置する駐車スペースのみとする。
- ・その他、指定管理対象施設との一体的な維持管理・運営を考慮すること。
なお、収支の報告等は、施設ごとに行うこと。
- ・公募対象公園施設は、認定計画提出者の自己負担により、必要な修繕・更新を計画的に実施すること。

(2) 特定公園施設等の維持管理・運営の対象範囲

- ・特定公園施設等については、認定計画提出者から本市への特定公園施設の譲渡、DB対象施設の引渡しの完了時から、認定計画提出者を特定公園施設等の指定管理とすることを予定している。
- ・指定管理期間中の施設の譲渡、引渡しに際しては、指定管理業務の対象範囲の変更を行うものとする。

(3) 特定公園施設等の維持管理・運営期間

特定公園施設等の維持管理・運営期間は、施設の譲渡、引渡しの完了時から指定管理期間の終了日までとする。

なお、市と事業者との協議により、維持管理・運営期間の開始日を別途定める場合は、それに準じるものとする。

(4) 特定公園施設等の管理運営

事業者は、既存施設や整備内容に応じて掲げられた管理運営業務のほか、認定計画提出者が企画・提案し本市に採用された事業を行うこと。

また、自主事業として公園の魅力向上に資することを目的とした地域連携やイベント等を実施する事業、公園利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業を行うこと。

なお、認定計画提出者が、多目的広場等の指定管理対象施設を活用して、イベントを開催する場合は、本市及び指定管理者との協議の上で、許可を受け実施するものとする。

管理運営業務については、現状の管理運営状況について参考図書1「指定管理業務仕様書（案）」、参考図書2「維持管理基本水準書（案）」、参考図書3「公園施設及び附帯設備の維持管理業務仕様書（案）」に一部記載があるが、それらを参考の上、整備内容に応じて適切な提案をした上で実施するものとする。

また、収支等の報告は施設ごとに行うこと。

(5) 駐車場の管理運営

既存駐車場及び新設する駐車場の適正管理の観点から、有料化を行うおうとする場合は、駐車料金体系、開放時間、管理運営手法、公園使用料について、認定計画提出者の提案内容を踏まえ、本市と協議のうえ決定するものとする。

また、新設・改良する駐車場を公募対象公園施設若しくは管理許可施設として運営する提案も可とする。

ただし、内容によって、条例改正が必要となり、君津市議会の議決を得る必要があるため提案内容を確認するものではない。

(6) 管理許可施設

認定計画提出者が管理許可による運営を提案し、市が認めた施設については、管理許可による運営を行うことができる。

管理許可にあたっては、所定の様式により申請を行うとともに管理許可施設の使用料を市に納付するものとする。

管理許可施設の維持管理、運営にあたっては、指定管理業務の維持管理水準を遵守して維持管理を行うものとする。

また、公園全体の一体的な運営のため、利用者の利便の向上を図るよう、関係する事業者間で連携し、運営にあたるものとする。

(7) 樹木・植栽の維持管理

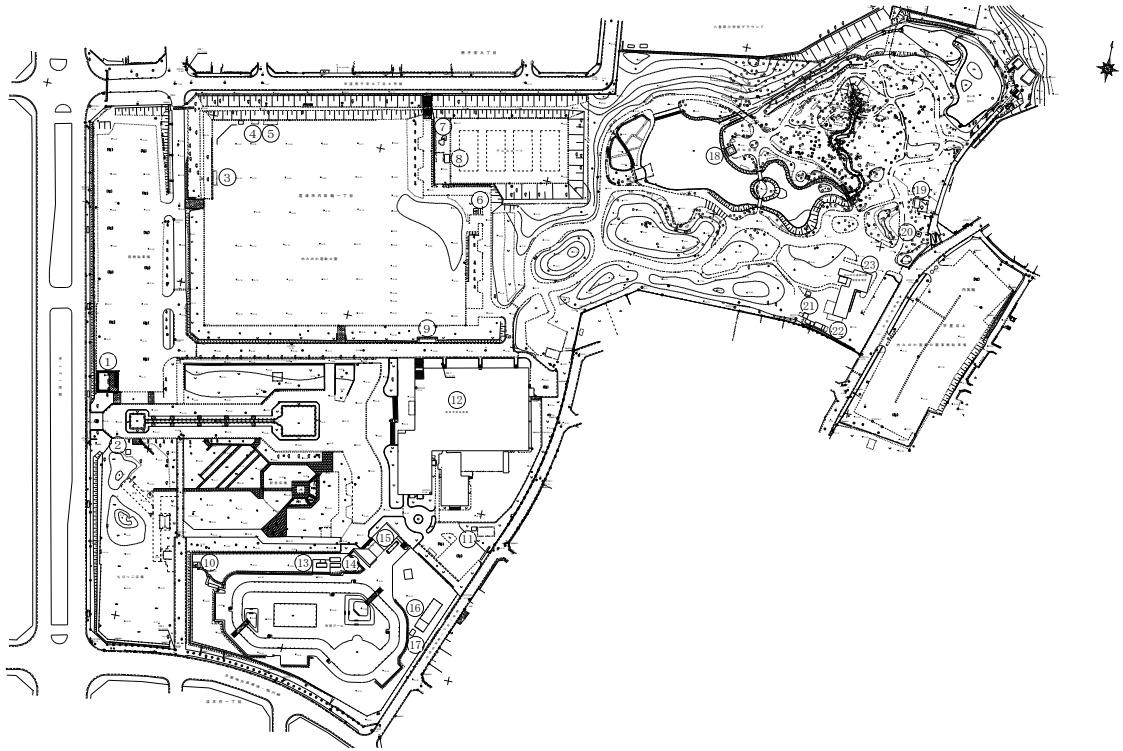
来園者にとって花壇や日本庭園はやすらぎの空間となっていることから、引き続き保全に努めること。

(8) 安心・安全な公園空間の形成

- ① 公園灯などの照明計画や樹木管理（剪定・除草等）を適切に行い、利用者同士の視認性を確保するなど、公園の保安管理に配慮すること。
- ② 特に夜間利用を想定する範囲には、JIS 基準の照度に加え、防災対策を考慮した適切な照度を確保すること。
- ③ 見通しや明るさに配慮した計画とすること。

- ④ 「まちなかの暑さ対策ガイドライン（環境省）」などを参考に、夏の暑さ対策を考慮した計画とすること。

平 面 図



モニタリング実施方法

本計画は、設置等予定者の選定後に、設置等予定者の提案内容等を踏まえ、市と設置等予定者で協議し、実施方法の詳細について定めるものとする。

1. 基本的な考え方

- ・ 本事業におけるモニタリングについては、認定計画提出者が事業期間を通じて責任ある事業主体として要求水準を満たすとともに、自らが提案し認定された認定公募設置等計画に基づき適正かつ確実に事業が遂行されているかどうかをモニタリング実施方法に示す方法・手順で行うものとする。
- ・ また、指定管理者業務におけるモニタリング業務は、指定管理業務担当企業が事業期間を通じて責任ある事業主体として「参考図書1 内みのわ運動公園 指定管理業務仕様書」、「参考図書2 内みのわ運動公園 維持管理基本水準書(案)」及び「参考図書3 内みのわ運動公園 公園施設及び附帯設備の維持管理業務仕様書」を参考として認定計画提出者の提案内容を踏まえ、「内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の管理及び運営に関する年度協定書」に基づき誠実かつ確実に業務が遂行されているかどうかを、以下に示す方法で行うものとする。
- ・ 市は、認定計画提出者及び指定管理者（以下「認定計画提出者等」という。）の報告に基づき確認を行うことを基本とし、認定計画提出者の提出する報告書、各提出書類及び本事業の進捗状況等をもとに確認し、必要に応じて是正指示や要望、公募設置等計画等の変更提案等を行う。

2-1. モニタリング方法（本事業全体のマネジメントに関する事項）

（1）書類による確認

認定計画提出者は、認定公募設置等計画の遂行状況や要求水準達成状況を自らセルフ・モニタリングした上で、下記の提出書類を、それぞれの提出時期までに市に提出して確認を受ける。

提 出 書 類	概 要	提 出 時 期
実施体制図	自ら又は委託等により実施する業務全体について企業の名称及び役割を示した体制図	供用日の 30 日前まで。変更時は必要に応じて随時
事業計画書	認定公募設置等計画に基づき作成する、事業期間中の事業内容や長期収支計画	供用日の 30 日前まで。変更時は必要に応じて随時
運営計画書	年度ごとの目標値や実施事項を定めた計画書。以下の事項を記載すること。 （１）運営計画 （２）年間維持管理計画 （３）管理運営計画 （４）緊急時の体制及び対応 （５）収支計画 （６）その他、市が必要と認める事項	当該年度の 4 月 1 日まで
年度報告書	年度報告書に基づく実施結果を報告する報告書 本事業の運営状況及び企業としての財務営業状況を示す資料(第三者による財務経営審査を実施し、その結果をふまえた第三者による意見書や改善提案を受けること)	当該年度の翌年度の 5 月 25 日まで
予実管理書	事業計画書に定めた長期収支計画における計画値と実績値を比較し管理する資料	当該年度の翌年度の 5 月 25 日まで
四半期予実管理書	年度計画書に基づく予実管理者を作成し、四半期に一度行われる全体会議の資料とすること。	四半期会議時に提出
全体評価報告書	3 か月ごとに、公募対象公園施設（設置）及び公募対象公園施設（管理）、指定管理者に対するセルフ・モニタリング評価をまとめ四半期の全体会議の資料とする。	四半期会議時に提出
アンケート調査書	利用者満足度及び利用者属性の収集を目	四半期会議時に提出

	的として公園全体及び施設別に行い、公園利用者の満足度を向上させる資料とする。調査日は、「平日（晴及び雨）」「休日（晴及び雨）」「3 日以上の連休」に行いそれぞれの利用者から意見聴取すること（3 か月に 1 度の全体会議時に使用する報告資料のため 3 種類 5 日をそれぞれ 3 か月に 1 日以上聴取すること）。	
認定計画提出者及び指定管理者が締結した契約等の一覧及び契約書	認定計画提出者及び指定管理者が年度ごとに締結した契約等の一覧及び契約書	当該年度の翌年度の 5 月 25 日まで。変更時は必要に応じて随時。
中期報告書	5 年間の事業実施結果とその後 5 年間の取組の計画及び目標を報告する資料	開業後 5 年ごと（5 年目の年度報告書の提出と同時）

（２）現地における確認

市は必要と認める時は、現地における確認を行う。認定計画提出者は、市の現地における確認に必要な協力を行う。

（３）市による是正指示等

（１）及び（２）の結果、市が必要と認める場合は、認定計画提出者に対して、是正指示や要望、提案等を行う。

（４）四半期会議

認定計画提出者及び指定管理者は四半期ごとに四半期予実管理書、全体評価報告書、アンケート調査書を市と共有する四半期会議を実施すること。四半期会議への出席者は、市、認定計画提出者、指定管理者及び市が必要と認めるものとする。

（５）年度報告会の実施

認定計画提出者、指定管理者及び市が必要と認める者により構成される連絡協議会を設置し、毎年度、前年度の取組内容の報告や次年度の取組や目標を市と共有する年度報告会を実施すること。年度報告会への出席者は市、認定計画提出者、指定管理者及び市が必要と認める者とする。

2-2. モニタリング方法（指定管理業務に関する事項）

（1）書類による確認

指定管理者は、「内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地指定管理業務仕様書」等に定める業務における従事内容等の報告を下記の提出書類にまとめ、それぞれの提出時までに市に提出して確認を受ける。

提出書類	概要	提出時期
年度計画書	年度ごとの目標値や実施事項を定めた計画書	当該年度の4月1日まで
月報	年度計画書に基づく月別管理の実施結果及び公園利用者等の実施を報告する報告書	業務翌月の15日まで
四半期報告	年度計画書に基づく月別管理の実施結果及び公園利用者等の実績について、四半期分をまとめた報告書	四半期会議時に提出
年度報告書	年度報告書に基づく管理の実施報告及び年間利用者等の実績を報告する報告書	当該年度の5月25日まで

（2）現地における確認

市は指定管理者から月報を提出され次第、業務状況について現地確認を行う。指定管理者は市の現地における確認に必要な協力を行う。

（3）市による是正指示等

（1）及び（2）の結果、市が必要と認める場合は、指定管理者に対して、是正指示や要望、公募設置等計画等の変更提案等を行う。

3. モニタリング手順 (Park-PFI 事業に関する事項)

認定計画提出者等のモニタリングの手順及び認定計画提出者等と市の作業内容は以下のとおり。ただし、モニタリング方法についての詳細は、実施協定の締結後に策定するものとし、モニタリング方法を記載したモニタリング実施計画書を認定計画提出者等が作成し市と協議のうえ確定し、必要に応じて是正指示や要望、公募設置等計画等の変更提案等を行う。

認定計画提出者等の書類提出、 セルフ・モニタリング	市 の 確 認	是 正 指 示 等
・認定計画提出者等は、実施協定に基づき、自ら又は委託等により実施する業務全体について企業の名称及び役割を示した実施体制図を作成し、市に提出する。	・市は、提出書類に基づき、認定公募設置等計画を満たす体制が構築されているかを確認する。	・市は、認定計画提出者等の提出書類、セルフ・モニタリングの確認結果を踏まえ、必要に応じて、是正指示や要望、公募設置等計画等の変更提案等を行う。
・認定計画提出者等は、認定公募設置等計画に基づき、事業期間中の事業計画書を作成し、市に提出する。	・市は、提出書類に基づき認定公募設置等計画を満たす事業計画が作成されているかを確認する。	
・認定計画提出者等は年度ごとに、取組方針や目標等を定めた年度計画書を提出する。	・市は、提出された年度計画書により、認定計画提出者等の年度ごとの取組方針や目標等を確認する。	
・認定計画提出者等は、四半期に一度構成団体を含めた全体会議を行うための、四半期予実管理書、全体評価報告書及びアンケート調査書を提出する。	・市は、提出された資料を基に認定計画提出者等と全体会議を開き、提出された資料を基に公園全体の利便性及び利用者満足度向上を目的とした打合せを行う。	
・認定計画提出者等は年度終了ごとに事業実施状況、収支実績及び来園者実績等を取りまとめた年度報告書、予実管理書及び認定計画提出者及び指定管理者が締結した契約書の一覧及び契約書を市に提出する。	・市は提出された年度報告書により、認定計画提出者等の運営運営状況及び年度計画書の達成状況を確認する。 ・市は、年度報告書に基づき、収益還元が発生する場合は、その内容を確認する。 ・要求水準を満たしていないと	

	認められる事項等があった場合は、市は必要に応じて認定計画提出者等に是正要求等を行う。	
・認定計画提出者は開業後 5 年ごとに 5 年間の事業の実績及び振り返りと次の 5 年間に取組方針や目標を定めた中期報告書を市に提出する。	・市は、提出された中期報告書により、認定計画提出者の 5 年間の事業実施状況及び時期 5 年間の取組方針及び目標を確認する。	